在ロシア連邦日本国大使館政務担当公使の贈与等報告に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

在ロシア連邦日本国大使館政務担当公使の贈与等報告に関する質問主意書

平成十九年二月九日付答弁書 (内閣衆質一六六第二八号) において、 在ロシア連邦日本国大使館で政務

を担当する倉井高志公使(以下、 「倉井公使」という。)が、 「現職に発令された平成十七年十月三日以

降、 国家公務員倫理法(平成十一年法律第百二十九号)第六条第一項の規定に基づく五千円を超える贈与

等又は報酬の支払に係る報告の提出はない。」という答弁がなされたが、「倉井公使」が事実に基づいた

報告を行っていると外務省は認識しているか。

一 「倉井公使」は外交活動に従事しているか。

三 外交活動において会食が行われることがあるか。

匹 「倉井公使」が現職についてから、 邦貨換算で五千円を超える飲食物の提供を任国の国民から一度も受

けたことがないか。

五. 「倉井公使」は国家公務員倫理法を遵守する義務から免れているか。免れているとするならば、 その法

令上の根拠を明らかにされたい。

右質問する。